

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
医政発第 0729004 号の 2 平成 17 年 7 月 29 日 (一部改正 平成 19 年 医政発第 0223007 号) (一部改正 平成 22 年 医政発 0809 第 12 号) (一部改正 平成 27 年 医政発 0331 第 50 号)	医政発第 0729004 号の 2 平成 17 年 7 月 29 日 (一部改正 平成 19 年 医政発第 0223007 号) (一部改正 平成 22 年 医政発 0809 第 12 号)
各国公私立医科大学(医学部)附属病院長 各国公私立歯科大学(歯学部)附属病院長 } 殿	各国公私立医科大学(医学部)附属病院長 各国公私立歯科大学(歯学部)附属病院長 } 殿
厚生労働省医政局長	厚生労働省医政局長
歯科医師の臨床研修を行う大学病院からの情報提供に関する依頼について	歯科医師の臨床研修を行う大学病院からの情報提供に関する依頼について
(略)	(略)
第 1 ～ 8 (略)	第 1 ～ 8 (略)
<u>第 9 都道府県を経由した事務手続を希望する都道府県における取扱い</u>	(新設)
<u>施行通知第 2 の 23 に定める都道府県を経由した事務手続きを希望する都道府県の単独型相当大学病院又は管理型相当大学病院の管理者においては、上記第 2 から第 7 に定める事務書類の送付について、当該都道府県から通知があった場合、地方厚生局健康福祉部医事課ではなく当該都道府県あて送付するようお願いしたいこと。</u>	<u>臨床研修施設群の構成の変更に関して定める規定については、歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令（平成 22 年厚生労働省令第 68 号）の施行をもって適用することとし、当該省令の施行前にあつては、臨床研修施設群に変化があつた場合には臨床研修施設群を構成するすべての臨床研修施設の指定を同時に取消すこととする。</u>
(削る)	附則